

令和 3 年 第 6 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 3 年 5 月 10 日

柳川市農業委員会

第 6 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 3 年 5 月 10 日 午後 2 時 00 分～午後 2 時 39 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 17名 欠席者 1名

議 題 議案第26号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第27号

1. 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第28号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第29号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第30号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

協議事項

1. 国土調査実施推進委員の推薦について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. あっせん届出書の取下願について

4. 農業用施設への転用届出書について

3. 農地改良行為届出書について

その他

※ 午後 3 時 30 分～

・ 推進委員への総会結果報告会議

推進委員出席者 17名 欠席者 2名

農業委員

出席委員（17名）

1番 山 田 善 治
3番 亀 崎 忠 治
6番 梶 島 練 二
9番 藤 木 彦
11番 松 藤 政 義
13番 松 藤 和 彦
15番 河 口 隆 光
17番 阿志賀 一 喜
19番 松 藤 正 之

2番 高 田 一 利
4番 吉 丸 隆 吉
8番 三小田 由 勝
10番 田 中 満 義
12番 松 藤 一 利
14番 島 添 茂 樹
16番 園 田 清 美
18番 鐘ヶ江 ゆき子

欠席委員（1名）

7番 大 淵 秀 樹

推進委員

出席委員（17名）

龍 繁 樹
藤 木 二三男
梶 島 一 晴
古 賀 宏 義
櫻 木 利 和
平 川 貴 大
浦 幸之助
三 浦 榮 一
江 口 克 子

藤 吉 利 広
亀 崎 壽 満
梅 崎 直 祝
野 口 秀 一
高 口 勇 晴
松 藤 稔
鶴 田 信 行
吉 開 健

欠席委員（1名）

米 田 秀 俊

原 壽 利

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

事務局職員 田 中 道 博

午後2時 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、定刻になりましたので、第6回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。着席願います。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、松藤会長、よろしく願いいたします。

○議長（松藤正之君）

皆さん、こんにちは。本日は御多用な中に第6回の農業委員会総会に御出席をいただきまして誠にありがとうございました。

先ほど事務局のほうからありましたように、柳川でのコロナ感染状況は、もう皆さん御承知のとおり、4月に入りまして増加傾向になったわけでございます。そういうことで、三役協議をいたしまして、今回は感染防止対策として農業委員と、それから推進委員、分かれて総会を開くことにいたしました。それで御理解をいただきたいと思っております。

それから、麦が色づき始めまして、これから麦秋の時期に入っていくわけでございますけれども、麦刈りは、昨年度同様に5月の下旬に始まるのではないかというお話のようでございます。いずれにしても、安全作業に御留意ください。よろしく申し上げます。

本日の出席委員17名、定足数であります。よって、ただいまから令和3年第6回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして、議案の朗読させていただきます。

総会議案書を御覧ください。

令和3年

第6回柳川市農業委員会総会議案

議案第26号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第28号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第29号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第30号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

協議事項

1. 国土調査実施推進委員の推薦について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. あっせん申出書の取下願について
4. 農業用施設への転用届出書について
5. 農地改良行為届出書について

その他

令和3年5月10日提出

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

○議長（松藤正之君）

今回提案しております案件は、議案第26号から議案第30号までの5件と協議事項1件と報告5件であります。

本日の議事録署名委員に、1番山田善治委員、17番阿志賀一喜委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の2ページを御覧ください。

議案第26号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積4,785平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,331、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,250平米、外1筆、合計4,205平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積61平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

議案書の3ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積751平米、小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（岡本斉直君）

それでは、3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請であります。

代金は、1筆で〇〇円。

申請番号2番は、離農する〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請であります。

代金は、1筆で〇〇円。

申請番号3番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請であります。

代金は、2筆で〇〇円。

申請番号4番は、〇〇さんが受贈する〇〇さんへの所有権移転・贈与を行うための申請であります。

申請番号5番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへの

所有権移転・売買を行うための申請であります。

代金は、1筆で〇〇円。

よって、申請番号1番から5番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第26号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第26号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第27号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があつ

たので、承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,040平米。申請人、〇〇。転用目的、貸駐車場。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積100平米、外1筆、合計222平米。申請人、〇〇。転用目的、物置・駐車場。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積23平米。申請人、〇〇。転用目的、駐車場。

○事務局次長（岡本斉直君）

それでは、4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、申請人が取締役をされている〇〇のダンプ等の駐車場のための申請であります。造成・整地は申請人が施工されるため、4条の申請となっております。

申請番号2番は、申請人が住んでいる自己用住宅横に物置・駐車場を建設するための申請であります。

申請番号3番は、申請人が自宅用車両の駐車場を建設するための申請であります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地で、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号2番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続の敷地拡張として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号3番の農地区分は、周辺を宅地に囲まれた市街地介在農地であり、第3種農地と判断します。転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第27号について、御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第27号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の5ページを御覧ください。

議案第28号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）の移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましても、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積574平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積340平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積575平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、特定建築条件付き建売住宅2棟。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,577平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇、外2名。転用目的、建売分譲4棟。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積166平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場。

議案書の6ページを御覧ください。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積499平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

○事務局次長（岡本斉直君）

それでは、5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、申請人、〇〇さんが祖父の〇〇さんから申請地を受贈し、一般住宅を建設するための申請であります。

契約の種類は贈与。

申請番号2番は、申請人、〇〇さんが申請地に自己用住宅を建設するための申請であります。

契約の種類は売買。代金は〇〇円。

申請番号3番は、申請人、〇〇が申請地に特定建築条件付き建売住宅2棟を建設するための申請であります。

契約の種類は売買。代金は〇〇円。

申請番号4番は、申請人、〇〇が申請地に建売分譲4区画を建設するための申請であります。

契約の種類は売買。代金は〇〇円。

申請番号5番は、申請人、〇〇さんが父の〇〇さんから土地を受贈され、申請人自身が経営される店舗・駐車場を拡幅するための申請であります。

契約の種類は贈与。

申請場号6番は、申請人、〇〇さんが、父の〇〇さんから申請地を借りて自己用住宅を建設するための申請であります。

契約の種類は使用貸借。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番と2番と6番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であ

り、第1種農地と判断します。

第1種農地は、原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号3番の農地区分は、周辺を宅地に囲まれた市街地介在農地であり、第3種農地と判断します。転用目的は問題ないと考えます。

申請番号4番の農地区分は、農業公共投資の対象とならない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。転用目的は、問題ないと考えます。

申請番号5番の農地区分は、用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第28号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第28号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第29号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の7ページを御覧ください。

議案第29号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,067平米。申出人、〇〇。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,419平米、外1筆。申出人、〇〇。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,000平米、申出人、〇〇。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積5,092平米。申出人、〇〇。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,085平米、外2筆。申出人、〇〇。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は昭代地区、2番は蒲池地区、3番と4番は大和地区、5番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。議案第29号の申請番号1番は、推進委員の椛島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号2番は推進委員の野口秀一委員、古賀宏義委員、申請番号3番と4番は、推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦幸之助委員、松藤稔委員、申請番号5番は、推進委員の鶴田信行委員、原壽利委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの10名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第29号については、先ほどの10名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第30号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案第30号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙の2枚、A4サイズをつぶりの農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和3年5月11日

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目・田。農用地の利用内容、水田。面積36,272平米。筆数20筆。売手7名、買手6名。

次ページの裏面を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積888平米、外2筆、合計3,243平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和3年5月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇。外11件です。

以上で、今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第30号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第30号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、協議事項に入ります。

国土調査実施推進委員の推薦について協議をいたします。

事務局より協議事項の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

協議事項

1. 国土調査実施推進委員の推薦について

柳川市長より国土調査実施推進委員の推薦依頼があったので、推薦委員の決定について協議する。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

この国土調査実施推進委員ですけれども、市の国土調査課が所管となっておりまして、その国土調査の実施推進委員さんの任期が、一応5月いっぱい満了することから、改めて農業委員さんの中から4名の推薦をお願いしたいということで依頼がっております。

なお、これまでも含めて、3年前の推薦のときは、この国土調査の委員については、農業委員会からは会長さん、それと副会長さんお二人、合わせて3名の会長、副会長さんと、国土調査事業に係る農業委員さんを推薦してきておりますので、今回は、松藤会長、それから島添副会長、田中副会長、そして、今年度から大和地区の国土調査事業が計画をされているということでございますので、三小田由勝委員を推薦してはどうかと考えております。

説明は以上でございます。

○議長（松藤正之君）

事務局より協議事項の朗読並びに説明が終わりました。

国土調査実施推進委員の4名につきましては、会長の私と、副会長の島添茂樹委員、副会長の田中満義委員、今後、国土調査が計画されております大和地区の農業委員の三小田由勝委員を推薦したいと考えておりますが、御意見、御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、先ほどの4名を推薦することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の9ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年3月11日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,739平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。外18件です。

続きまして、総会議案書の13ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について、使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年4月7日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積17
平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。外1件です。

続きまして、14ページを御覧ください。

報 告

3. あっせん申出書の取下願についてについて

下記農地について、あっせん申出書の取下願を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年3月31日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,
248平米。願出人、〇〇、相続代表管理人、〇〇。備考、令和2年6月11日付けで申出書を
提出されていましたが、所有者死亡により取り下げるものです。外1件となっております。

続きまして、15ページを御覧ください。

報 告

4. 農業用施設への転用届出書について

下記農地について、農業用施設（転用面積200㎡未満）への転用届出書を受理したの
で報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年4月14日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積49
6平米のうち63.88平米、外1筆。届出者、〇〇。所有面積3,449平米。備考、転用目的、農
業用倉庫。

続きまして、

報 告

5. 農地改良行為届出について

下記農地について、農地改良行為届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年4月19日、農地の所在、〇〇、地目・田、面積660平。届出者、〇〇。施行完了後の営農計画、令和3年11月から作付け。予定作物、麦・大豆。備考、盛土高50cm。

報告は以上です。

○議長（松藤正之君）

以上で議案及び報告全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、御連絡事項でございますが、次回の総会の日時でございます。

冒頭でも申し上げましたけれども、次回の総会は6月10日、木曜日の午後2時から、またこちらの場所で開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、開催の方法については、コロナの状況を見ながらということでお含み置きをお願いいたします。

もう一つ、田中のほうから追加させていただきます。

○事務局（田中道博君）

連絡事項を1つだけ。

農業委員会の活動記録を、4月の総会のときに緑色の本をお渡ししていた分ですけれども、それを毎月、提出のほうをよろしく願いいたします。

今日持ってこられていない方は、4月分を来月まとめて2か月分、また来月からよろしく願いいたします。

○議長（松藤正之君）

先ほどの件で何か分からないことがありましたら御質問いただければと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

では、ないようでございますので、これをもちまして、令和3年第6回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後2時39分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年5月10日

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

会議録署名委員 山 田 善 治

〃 阿志賀 一 喜